

**個人住民税の証明書を発行します
平成30年度特別区民税・
都民税の「課税(非課税)証
明書」「納税証明書」**

【発行開始日】▶課税(非課税)証明書=6月8日(金) *マイナンバーカードによるコンビニ交付も6月8日(金) *給与特別徴収のみの方は5月14日(月) *申告日当日の証明書発行は不可 *無収入の方は、その旨の申告が必要な場合あり ▶納税証明書=平成30年度の納税の確認ができた日 *マイナンバーカードによるコンビニ交付は不可**【発行場所】**税務課(区役所2階)、各出張所**【手数料】**1通300円 *マイナンバーカードによるコンビニ交付は1通200円**【持ち物】**身分証明書(運転免許証、健康保険証等) *代理人による申請の場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要**【問合せ】**税務課税務係 ☎5608-6008

**募集します
第41回隅田川花火大会の
市民協賛者(個人)**

7月28日(土)に開催予定の隅田川花火大会の市民協賛者(個人)を募集します。協賛をいただいた方は特設観覧席へご招待します。なお、大会が順延・中止の場合でも協賛金は返還いたしません。**【申込み】**希望会場(ア～エの1か所のみ)・協賛口数(アの会場のみ)、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を、はがき(1グループ1枚のみ)で5月15日(消印有効)までに隅田川花火大会実行委員会市民協賛受付台東事務局(〒110-8615台東区東上野4-5-6・台東区役所内) ☎5246-1111へ *詳細は隅田川花火大会のホームページを参照 *申込多数の場合は抽選 *当選者には6月12日までに振込用紙を送付(落選者への通知はなし)

会場	募集口数	協賛金額
ア 墨田区側両国親水テラス(第2会場が観賞できる椅子席)	1850口程度	1口6000円(最大4口、1口で1人招待)
イ 台東リバーサイドスポーツセンター野球場(第1会場が観賞できるビニールシート席)	1550口程度	1口1万円(1口のみ、1口で5人招待)
ウ 台東リバーサイドスポーツセンター少年野球場(第1会場が観賞できるビニールシート席)	500口程度	
エ 台東リバーサイドスポーツセンター野球場団体席(第1会場が観賞できるビニールシート席)	100口程度	1口5万円(1口のみ、1口で22人招待)

●招待人数は、1歳以上の子どもを含めた総人数です。

**ご覧になれます
地価公示価格**

地価公示価格とは、毎年1月1日現在における標準地の正常な価格のことで、一般の土地取引価格の指標とされるとともに、公共事業用地取得価格等の算定基準となっています。

この度、国土交通省から平成30年の地価公示価格が公表されました。区内における標準地の地価公示価格および全国版図書は、次の場所で閲覧できます。

【閲覧場所】都市計画課(区役所9階)、各出張所・図書館**【問合せ】**都市計画課まちづくり支援担当 ☎5608-1204

**おもてなしの心でゴミのないまちへ
クリーンキャンペーン(区
内一斉清掃活動)**

区では、5月30日の「ごみゼロデー」にちなみ、毎年、町会・自治会、老人クラブ、事業者等のご協力により、クリーンキャンペーン(区内一斉清掃活動)を行っています。この度、新たに活動して下さる団体や事業者等を募集します。

【とき】5月20日(日) **【申込み】**電話で5月14日までに、すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2229へ *参加団体等には、ごみ収集袋を事前に配付

**子どものよりよい成長を願って
家庭教育学級補助金事業**

家庭での教育に役立てるため、子どもに関わる団体が家庭や子ども等について自主的に学び合う「家庭教育学習会」に対し、必要な経費の一部を助成しています。

【対象】区内の保育所や幼稚園、小・中学校の父母の会・PTA、社会教育関係登録団体など**【定員】**先着13団体程度**【補助上限額】**2万9000円**【申込み】**事前に申請書を直接または郵送で、〒130-8640地域教育支援課地域教育支援担当(区役所11階) ☎5608-1433へ *申請書は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可 *受け付けは平成31年2月12日まで

**夏季利用申込みを受け付けます
あわの自然学園**

【とき】7月20日(金)～8月31日(金) *区の事業で使用するため、利用できない日および一部の部屋のみ利用となる日あり**【ところ】**栃木県鹿沼市上粕尾1041 *東武日光線新鹿沼駅からバスで約80分**【対象】**区内在住在勤者を含む3人以上の団体**【利用日数】**3泊4日以内**【利用料(1泊)】**

**ご活用ください
地球温暖化防止設備導入助成制度**

区では、地球温暖化防止に効果的な太陽光発電システムや、ペアガラスなどの省エネ設備を区内の建物に導入する際、所有者に助成金を交付して

▶大人=660円 ▶3歳～中学生=160円 ▶2歳以下=無料 *食事付きのみ(食事は別途自己負担) *詳細は問合せ先へ**【申込み】**▶子ども会等=5月10日午前8時半～9時に直接、区役所会議室123(12階)へ *受け付け後、午前9時から抽選を実施(抽選は各団体1人) ▶その他の団体=5月11日午前8時半から直接、学務課事務担当(区役所11階) ☎5608-6303へ

**調査にご協力ください
工業統計調査**

経済産業省では毎年、全国の製造事業所を対象に、工業統計調査を行っています。従業者数が4人以上の製造事業所は、調査員が配付する調査票への記入をお願いします(インターネットでの回答も可)。従業者数が3人以下の製造事業所には、調査員が従業者数と製造品目の聞き取りを行います。いずれも、5月中旬から調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

【調査基準日】6月1日(金) **【問合せ】**総務課統計係 ☎5608-6205

**ご活用ください
地域活動ガイドブック**

区や区教育委員会、関係機関が主催する講座や、地域での活動に役立つ情報をまとめた「地域活動ガイドブック」を無料で配布しています。

【配布場所】地域活動推進課(区役所14階)、区民情報コーナー(区役所1階)、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)、子育て支援総合センター(京島1-35-9-103)、社会福祉会館(東墨田2-7-1)、区総合体育館(錦糸4-15-1)、いきいきプラザ(文花1-32-2)、各図書館・出張所・コミュニティ会館・児童館・保健センターほか**【問合せ】**地域活動推進課まなび担当 ☎5608-6202

います。助成を受けるには、着工前の申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】環境保全課環境管理担当 ☎5608-6207

助成対象設備	助成率	助成限度額
太陽光発電システム	1kwあたり5万円または工事費用の50%のいずれか少ない額	25万円 *分譲集合住宅は50万円
太陽熱利用システム	工事費用の10%	10万円 *分譲集合住宅は25万円
遮熱塗装		20万円 *分譲集合住宅は50万円
建築物断熱改修		40万円 *分譲集合住宅は100万円
燃料電池発電給湯器(エネファーム)		5万円
家庭用蓄電システム		10万円
事業用小規模燃焼機器・空調機器・照明機器		各20万円
住宅エネルギー管理システム(HEMS)	工事費用の20%	2万円
直管型LED照明器具	工事費用の50%	5万円 *分譲集合住宅は20万円

- 工事費用は、設備およびその設置(施工)に係る経費等を合計した税抜金額です。
- 見積りは、複数の事業者へ依頼することをお勧めします。また、契約を急がせる事業者には、十分ご注意ください。
- 建物を新築する場合は、「太陽光発電システム」・「太陽熱利用システム」・「燃料電池発電給湯器(エネファーム)」・「家庭用蓄電システム」・「住宅エネルギー管理システム(HEMS)」のみ対象となります。
- 原則、10万円以上の工事費用のものが対象です。ただし、「住宅エネルギー管理システム(HEMS)」は5万円以上、「直管型LED照明器具」は1万円以上が対象となります。

**毎月1日は
墨田区防災の日**

5月1日の点検項目
話し合い
わが家で確認
避難場所

**毎月5日は
すみだ環境の日**

5月のエコしぐさ
ごみ減らし
初夏の匂いを
感じとる

墨田区環境キャラクター「地球くん」

**店舗経営の見直しをお考えの方へ
商店魅力アップ支援事業**

区では、区内の商店を対象に、店舗の魅力を高める経営プランの作成をお手伝いします。さらに、作成した経営プランに基づく改善事業(新商品開発や店舗改装等)に対して、費用の一部を補助します。この機会に、お店の魅力アップに挑戦してみませんか。

【補助対象】区内で引き続き3か月以上営業している小売・飲食・サービス業等の店舗で、経営プランを作成し、それに基づく改善事業を実施する商店**【補助の対象経費/限度額】**作成した経営プランに基づく改善事業に必要な経費の1/2(商店会加盟店舗は2/3)/50万円 * 審査あり**【申込み】**申込書と必要書類を、直接または郵送で5月18日(必着)までに、〒130-8640産業振興課産業振興担当(区役所14階) ☎5608-6187へ * 申込方法等の詳細は区ホームページを参照 * 申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

**利子の一部を補助しています
小規模事業者経営改善資金
(マル経融資)**

「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」は、小規模事業者の経営を支援するための国の融資です。無担保・無保証人(保証協会の保証も不要)で融資が受けられるほか、区が利子の一部を補助します。詳細はお問い合わせください。

【融資限度額】2000万円**【利率】**1.11%(4月11日時点)**【返済期間】**▶運転資金=7年以内 * 据置期間(12か月以内)を含む ▶設備資金=10年以内 * 据置期間(24か月以内)を含む**【区の補助額】**支払利子の30%に相当する額 * 融資実行から36回目の返済分まで**【申込み】**随時、東京商

工会議所墨田支部(江東橋3-9-10) ☎3635-4343へ * 申込みには東京商工会議所墨田支部の経営指導を受ける必要あり**【問合せ】**経営支援課経営支援担当 ☎5608-6183

**子どもの日は家族で「しょうぶ湯」を
ふれあい入浴デー**

にこにこ入浴証をお持ちの方と、一緒に入場する家族が区内の公衆浴場を半額で利用できる「ふれあい入浴デー」。5月5日の「ふれあい入浴デー」は、こどもの日にちなみ「しょうぶ湯」が楽しめます。ぜひ、ご利用ください。

【ところ】区内の公衆浴場**【対象】**にこにこ入浴証をお持ちの方および一緒に入場する家族**【費用(通常の入浴料金の半額)】**▶12歳以上=230円 ▶6歳~11歳=90円 ▶5歳以下=40円**【問合せ】**高齢者福祉課支援係 ☎5608-6168

**ご活用ください
介護支援ボランティア・
ポイント制度**

介護支援ボランティアに登録後、区内の特別養護老人ホームなどでボランティア活動を行うと、1時間当たり1ポイント(月20ポイントを上限)が付与され、そのポイントに応じた活動交付金(上限額2万円)を年度ごとに受け取ることができます。健康維持や地域活動への参加のために、ぜひ、ご活用ください。

【対象】区内在住の65歳以上で、介護サービスを受けていない方**【問合せ】**介護保険課管理・計画担当(区役所4階) ☎5608-6924 * 制度に関するチラシや登録に必要な書類は、問合せ先や区内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等で配布

**資源の有効活用にご協力を
古着・金属製調理器具などの
回収とフードドライブ**

【回収日時/回収場所】▶5月19日(土)/若宮公園(本所2-2-19) ▶5月20日(日)/東あずま公園(立花2-32-12) * いずれも午前9時~午後2時**【対象】**区内在住の方 * 事業者を除く**【回収品目】**▶洗濯済みで汚損していない古着や布製品 * ぬれているものの回収は不可 ▶靴 * 片方しかないものや、泥・シミ等の汚れがあるもの、穴が開いているもの、長靴・ブーツ・下駄・草履の回収は不可 ▶ぬいぐるみ ▶一辺の長さが30cm未満(柄の長さを含まない)の金属製調理器具(鍋・やかん・フライパンなど) * 土鍋、ホーロー鍋、包丁などの危険物の回収は不可 ▶賞味期限まで1か月以上ある缶詰や乾麺など * 生ものやアルコール類の回収は不可**【持込方法】**古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、食品を、それぞれ別の袋に入れて、当日直接会場へ * 車での来場は不可**【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2229 * 詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照

**安全・快適な自転車の利用を
自転車安全利用TOKYO
キャンペーン**

5月1日(火)~31日(木)に、「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」を実施しています。交通ルールやマナーを守って安全・快適に自転車を利用しましょう。

自転車安全利用五則

■自転車は、車道が原則、歩道は例外
12歳以下の子どもや70歳以上の高齢者等以外の自転車利用者は、標識がある場合や車道通行が危険な場合等を除き、歩道は通行できません。

■車道は左側を通行
自転車レーンや路側帯があっても、右側通行は禁止されています。

■歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
歩道では、車道寄りの部分をゆっくり走り、歩行者が多い場合は自転車を降りましょう。

■安全ルールを守る
飲酒運転や信号無視、交差点の一時不停止、2人乗り、複数台での並走、運転中のスマートフォンやヘッドホン等の使用、傘差し運転、ブレーキのない自転車の運転は禁止されています。

■子どもはヘルメットを着用
安全のため、子どもには必ずヘルメットを着用させましょう。

自転車ナビマーク・ナビライン
道路の左側に表示している「自転車ナビマーク」と、交差点に表示している「自転車ナビライン」は、自転車の通行と進行方法を明示する法定外の道路標示です。自転車は、矢印の方向に進行しましょう。なお、「自転車ナビマーク」と「自転車ナビライン」が設置されている道路を自転車で通行する場合でも、自動車や歩行者に十分注意してください。



また、自動車を運転する際は、車道を通行する自転車に十分注意しましょう。左折時の自転車の巻き込み事故には特に注意が必要です。

【問合せ】▶本所警察署 ☎5637-0110 ▶向島警察署 ☎3616-0110 ▶土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203

**すみだ
産業ナビ**

国や都が設けている、中小事業者を支援するための制度の一部を紹介します。なお、補助金の募集期間等は個別に定められていますので、詳細は各制度の問合せ先へご確認ください。

【問合せ】産業振興課産業振興担当 ☎5608-6186

支援概要	制度名・支援内容	問合せ
国 業務効率を高めるITツールの導入を支援	サービス等生産性向上IT導入支援事業 中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務などの効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するIT導入費用の一部を助成 * 最大1/2(下限額15万円、上限額50万円)を補助	▶一般社団法人サービスデザイン推進協議会 ☎0570-000-429 ▶経済産業省サービス政策課 ☎3580-3922
海外展開を支援	中小企業・小規模事業者海外展開戦略策定支援事業 海外における事業の実現可能性調査やウェブサイトの外国語化等に要する費用の一部を助成 * ▶輸出企業=最大1/2(上限額50万円) ▶直接投資=最大1/2(上限額140万円) ▶ウェブ構築=最大1/2(上限額100万円) を補助 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業 ▶中小企業のビジネス展開への関心が高い国・地域(16か国・22地域)に設置した「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」において、現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みを持つコーディネーターを配置し、輸出・投資等の各種相談に対応 ▶現地パートナー企業とのマッチング支援のほか、現地協力機関や公的機関等への取次ぎ、紹介も実施 モール活用型ECマーケティング支援事業 海外現地ECモール出店を通じてEU市場の獲得をめざす中小企業に対し、商品のPR等の支援による効率的な海外販路開拓のための費用の一部を助成 * 最大1/2(上限額35万円)を補助	中小企業庁創業・新事業促進課 ☎3501-1767
都 全業種を対象に最新機械設備導入を支援	革新的事業展開設備投資支援事業 更なる発展に向けた競争力を強化する際や成長産業分野へ参入する際、IoT・ロボット活用をめざす際に必要となる最新機械設備の購入費用の一部を助成 * 最大2/3(上限額1億円)を補助	公益財団法人東京都中小企業振興公社設備支援課 ☎3251-7884